

多様な人材の移住受入体制構築事業 業務委託仕様書

1 目的

首都圏のフルリモート型企业やその従業員（以下「首都圏リモートワーカー」という。）を対象とした集中的なプロモーションを展開するとともに、地域における首都圏企業向けリモートワーク移住体験（以下「移住体験」という。）等の受入体制を構築し、リモートワーク移住の促進を図る。

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

（1）連携体制の構築

- ・ 事業の目的を達成するため、県内リモートワーク施設等運営者（以下「施設等運営者」という。）などで構成するコンソーシアムを形成し、その代表企業（以下「受託者」という。）が事業を受託することとする。
- ・ 事業の実施に当たっては、移住体験者を受け入れる県内市町村や県の関係課室、移住相談窓口及び公益財団法人秋田県ふるさと定住機構（以下「機構」という。）等と連携すること。

（2）移住体験にかかる県内受入体制の構築

①移住体験の受入

ア 移住体験プログラムの企画、実施等

- ・ コンソーシアム内の施設等運営者や受入市町村（以下「受入地域」という。）等が連携して実施する移住体験プログラム（以下「プログラム」という。）を企画し、4地域で実施すること。
- ・ プログラムは、令和8年2月までに実施すること。

- ・ プログラムは、1地域あたり概ね2～3日間程度で行い、各受入地域に所在するリモートワーク等施設を活用すること。
- ・ プログラム参加者に満足度や改善点などのアンケート調査を行い、その結果をとりまとめ、プログラムを検証するとともに今後の改善策を提案すること。
- ・ 参加者のサテライトオフィス進出やリモートワーク移住を促進するため、プログラムには、地域の民間事業者や受入市町村の職員、地域住民などが参加する、地域の魅力や課題等を訴求するためのセミナー・ワークショップ等を必ず盛り込むこととする。
- ・ プログラムの実施に当たっては、受入地域と調整の上、参加者から参加費を徴収することとする。また、アンケート等により、参加費の妥当性を検証するなど、受入地域において自走可能なプログラムを構築するよう努めること。
- ・ 提案書において、全受入地域について受入市町村名及び担当部署・担当者、連携する具体的な内容を明示すること。

イ コーディネーターの配置

- ・ 受託者は、各プログラムの企画・実施や、受入地域への助言・フォローアップ等のため、コーディネーターを複数名配置すること。
- ・ コーディネーターは、参加者がプログラムへ参加するに当たっての申込方法等を整理して各受入地域に示すこと。また、各受入地域との定期ミーティングを実施し必要な助言を行うとともに、全受入地域の取組等をコンソーシアム内で共有し、県内における移住希望者の呼び込み、受入体制等のノウハウ向上を図ること。
- ・ 各プログラムの実施に当たっては、コーディネーターは全行程に同行すること。また、参加者と受入地域との必要な調整を行うとともに、参加者とのネットワークを構築し、プログラム終了後も各受入地域が参加者の将来的な移住に向けた継続的なフォローアップを行えるよう助言・サポートすること。
- ・ コーディネーターは、参加者から本県へのリモートワーク移住に向けた相談を受けた場合は、受入市町村や県の関係課室、移住相談窓口等連携しながら移住の実現に向けた調整を行うこと。

②リモートワーク移住者を対象とした交流会の開催

- ・ 受託者は、既に本県にリモートワーク移住した移住者（以下「移住者」という。）同士

の交流を深める交流会を、コーディネーターが中心となってリモートワークが可能な施設等で開催すること。

実施時期は、概ね令和7年12月までに行うこととする。

- ・ 開催日時や内容についてはあらかじめ県と受託者が協議のうえ決定し、移住者への交流会の開催通知は県が行うものとする。

(3) 「リモートワークで秋田暮らし」の首都圏へのPR

①首都圏リモートワーカー等に向けた「リモートワークで秋田暮らし」の魅力発信

ア プロモーションのターゲットティングとコンセプト

- ・ 首都圏リモートワーカーを対象としたプロモーションを実施すること。
- ・ 首都圏リモートワーカーに効果的に訴求するための広告媒体や配信方法を提案すること。
- ・ プロモーションについては、「仕事はリモートワークで継続したまま、秋田での暮らしをプラスし人生を楽しく豊かに」をコンセプトとし、秋田暮らしの魅力や県の支援など本県の強みと、首都圏在住者が秋田暮らしに持つ不安や都会暮らしに抱く物足りなさ、不満の解消に向けた秋田暮らしへの希望などを掛け合わせた内容とすること。
- ・ 上記コンセプトに沿ったプロモーションキャッチフレーズ案を、企画提案競技において1つ設定し提案すること。

イ コンテンツの制作

- ・ 県がこれまで制作した移住関連の画像または動画等の加工・編集等を行いコンテンツを制作し、画像または30秒～1分程度の動画をWEB・SNS広告のバナー等に利用すること。
- ・ 制作に当たっては、次の点に配慮すること。
 - a 3 (3) ①アのコンセプトに適合した内容とすること。
 - b 巷に溢れるプロモーションに埋もれない独自性を有し、飽きのこないインパクトのある内容とすること。
 - c 広告によっては無音となる露出媒体もあることなどを考慮した上で、訴求力の高いコンテンツとすること。

ウ WEB・SNS 広告の実施

- 広告媒体（ディスプレイ広告、SNS 広告、検索連動型広告等）や配信方法は、事業効果の最大化を図るため、3（3）①アで対象としたターゲットに対し最適と考えられるものを提案するとともに、次の点に配慮すること。
 - a 広告媒体を提案する際は、個人のWEB検索の履歴などにより対象者を首都圏リモートワーカーに特定しPRする有効な手法について提案すること。
 - b SNS 広告を実施する場合は、県移住・定住促進課の公式 SNS と連携させることとし、公式 SNS 各アカウントのフォロー増加も図ること。
- 配信期間は、令和8年2月までに概ね3か月間実施する。
- 広告配信のための広告素材の制作は提案によるが、3（3）①イによること。また、広告の運用状況等に応じて、適宜広告素材の見直しを行うこと。
- 広告のランディングについては、移住者へのインタビュー内容・動画を掲載した記事形式のクッションページを制作し、そこから秋田県移住・定住総合ポータルサイト「“秋田暮らし” はじめの一步」（以下、「移住ポータルサイト」という。）のリモートワーク支援制度のページにランディングさせることを基本とするが、受託者により案がある場合は、受託者と県が協議の上決定する。

効果測定・分析

- 3（3）①ウの効果を測定するため、目標値として、「クッションページにおける広告経由のセッション数」を設定するとともに、計測タグの設置など目標値の適切な測定方法を提案し実施すること。なお、移住ポータルサイト内に各種タグの設定等が必要な場合は、移住ポータルサイト運用保守業務受託事業者に必要な助言を行うこと。
- 上記のほかに、本事業目的の達成度を測るために適切であると考える目標数値を1以上設定すること。
- 広告配信開始後は、月1回以上、効果測定を行い、適宜、県とのミーティングにより、測定結果の報告と分析結果に基づく運用の見直し等について提案を行うこと。
- 分析にはクッションページ、ランディングページを含む移住ポータルサイトのサイト分析を含めることとし、流入経路や広告経由のユーザーの行動分析等を含めて報告すること。

②首都圏フルリモート型企业等に向けた「リモートワークで秋田暮らし」のPR

ア オンラインイベント等によるPR

- ・ 受託者及びプログラム受入地域と首都圏等のフルリモート型企业（以下「首都圏等企业」という。）がオンラインにより面談できるイベント等を開催し、首都圏等企业に向けてプレゼンと面談ができる場を提供すること。
- ・ サテライトオフィス進出やリモートワーク移住に意欲的な首都圏等企业との面談を確保するため、100名程度の聴講と6社程度の面談を目標とし、聴講企業リスト及び面談企業リストをイベント終了後に提出すること。
- ・ なお、本イベント等を開催するにあたって、受託者以外の事業者が実施するサテライトオフィス誘致支援等のマッチングイベントへ出展することも可能とする。

イ 定期ミーティングの実施

- ・ 首都圏等企业へのPRにかかる不明点や懸念点をなくし、効率的な業務遂行と効果的なPR活動を実施できるよう、受託者はイベント等を開催する前に受入地域とのミーティングを定期的の実施し、必要な助言等を行うこと。

ウ 効率的なプログラム参加手法の構築

- ・ プログラムに参加意向のある首都圏等企业が、参加の申し込みや、県のリモートワークパートナー企業の登録及びリモートワーク移住体験支援金の県への申請手続き等を簡潔に行うことができるようにするなど、首都圏等企业がプログラムに参加しやすくかつ効率的な手法を検討し実施すること。

4 実績報告等

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。

実績報告書には、プログラム参加者へのアンケート調査の報告書を添付すること。

5 その他留意事項

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。

- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 業務全体の企画及び準備、運営等当該事業の実施に必要なスタッフを確保すること。
- (4) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、予め県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (5) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (6) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。県は受託者の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。
- (7) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。